

各 位

会 社 名 佐鳥電機株式会社 代表者名 代表取締役社長執行役員 佐鳥 浩之 (コード番号 7420 東証プライム市場) 問合せ先 取締役常務執行役員 諏訪原 浩二 (TEL, 03-3451-1040)

当社取締役に対する株式報酬制度導入の検討に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様です。)に対し、信託を用いた株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入の検討をすることを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下記の内容は、今後の検討により変更する可能性があります。

本制度の導入については、本年8月開催予定の第80期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議する予定ですが、後日開催する取締役会において改めて付議を決定し、決定次第お知らせいたします。

なお、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社執行役員ならびに国内グループ会社の取締役および執行役員に対しても、当社取締役に対するものと同様の株式報酬制度を導入する予定です。この場合、当社執行役員ならびに国内グループ会社の取締役および執行役員も、当社取締役と同様に、後記のとおり本制度運営のために当社が設定する信託の受益者となります。また、当社は、当社執行役員ならびに国内グループ会社の取締役および執行役員に対して交付するための株式取得資金につきましてもあわせて信託いたします。

記

## 1. 本制度の導入について

当社取締役の報酬は、「基本報酬」および「賞与」により構成されておりましたが、今般、新たに本制度を導入することといたします。

本制度は、当社取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、当社取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度の導入により、当社取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および本制度による「株式報酬」により構成されることになります。

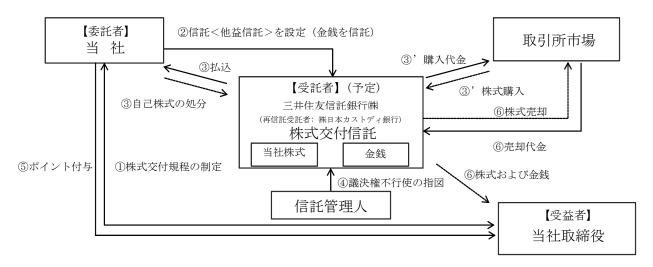
なお、本制度の導入は、本株主総会における承認可決を条件といたします。

## 2. 本制度の概要

## (1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が設定し金銭を拠出する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各当社取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各当社取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

## <本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は当社取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は当社取締役を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定します(本信託)。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭(ただし、当社取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。)を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(自己株式の処分による方法や、取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法があり得ますが、現時点では、自己株式の処分による方法を検討しております。)
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社および当社役員から独立している者とします。)を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は当社取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした当社取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀 行に信託財産を管理委託(再信託)します。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要(予定)

委託者 当社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)

受益者 当社取締役、当社執行役員ならびに国内グループ会社の取締役および執行役

員のうち受益者要件を満たす者

信託管理人 当社および当社役員から独立した第三者を選定する予定

議決権行使 信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

※上記内容は現時点での検討内容であり、今後の検討状況によっては変更となる可能性があります。